

健康づくり文化創造プラン(案)についての パブリックコメント実施結果

1 パブリックコメントの実施状況

(1) 募集期間

平成20年2月8日～平成20年3月7日

(2) 周知方法

ア 周知方法：報道機関への資料提供、ホームページ、新聞広告

イ 応募方法：郵便、ファクシミリ、電子メール、県民室・県民局・福祉保健局・
県内各病院への意見募集箱への投函

(3) 応募人(件)数：14件(21項目)

< 意見項目数の総括表 >

	意見を参考にして修正するもの	現在の計画で対応済みのもの	計画に反映できないもの	計画に直接関係がないもの	今後の検討課題	その他の意見	合計
合計		2	7	3	4	5	21

2 主な意見の概要と対応状況

区分	意見の概要	対応方針
栄養・食生活	「県は、飲食店組合と連携して、外食栄養成分表示店を増やす」のは、是非充実してほしい。	充実に向けて取り組んでいく。
	併せて加工食品の栄養成分表示をわかりやすい日常的な表記にしてほしい。(例：ナトリウム 塩分)	栄養表示基準(表記方法)については、国が定めているものである。
身体活動	気軽に運動できる場の設置として、公園・遊歩道の増、温泉を利用したプールの設置はどうか。	参考にさせていただく。
	生活習慣病サポーターと既存の食生活改善推進員との関連はどうか。 養成したサポーターをどう活用するか。	生活習慣病予防サポーターは、「食事」以外の「運動」「禁煙」の分野で、身近な人へ正しい知識や情報を伝達できるように養成した者。 地域で行われる健康づくりの取組などに、食生活を支援する食生活改

		善推進員と一緒に、健康づくりを総合的に普及啓発をしていく。
	サポーターの活用場の場づくりは、市町村の仕事ではないか。二重行政にならないか。	地域住民の健康づくりは、身近な市町村で取組を進めているところであるが、県は全県的に健康づくりを進めるため、専門的・広域的・人材育成において市町村を支援していく。 生活習慣病予防サポーターは、県が育成し、その活用については、市町村の実情に応じて取り組んでいただく。
たばこ	たばこは思考力、作業効率がアップし、精神の沈静作用があるし、アルツハイマー病、パーキンソン病、乳ガンになる確立が大幅に低くなる等の効用もあるので、行政は、健康被害等悪い面だけを強調しないで公正な目で見たい。	たばこの販売業者や葉たばこ耕作農家等への影響は認識しているが、県民の健康を守ることも、行政の役割の一つであると考えている。 健康づくりの主役は県民であり、健康づくりへの関心をより高め、取り組むことができるよう、目標設定に際しては「分かりやすい」ことをポイントとし、健康づくりの目標・目安となるように設定している。
	タバコは健康に悪いのでしょうか。本当に正確なデータに基づいたものなのでしょうか。	なお、決してこれにより禁煙を強制したり、また、喫煙を規制するものではないことを申し添える。
	喫煙本数の半減とか喫煙率の減少等の文言、また目標値の表示等の部分の項目については設定されることのない様強く要望。	
	世界禁煙デーイベントに言及するならば県としてどのようにイベントを進めていくのか示しても良いのでは。	計画は、今後5年間の施策の方向性を示したものであり、具体的な実施内容については、関係団体を委員とする健康づくり文化創造推進本部及び専門部会で検討・協議することとしている。
その他	生活習慣病対策は、「高血糖、高血圧の一つ一つを抑えても根本的な改善につながらず(P2)」と述べながら、健康づくりの目標が、これらの並列となっているのが違和感を生じる。	今回の改訂は、現行計画の体系を踏襲して見直しを行っている。 実践においては、「日常的な運動文化の推進」「健康を支える食文化の推進」「心と体の健やか文化の推進」を柱に生活習慣の改善を一体的に取り組んでいく。

<p>文化創造という言葉が何を表しているのか意味がわからない。</p>	<p>『健康づくり文化創造』とは、個人の健康づくりを、家庭・学校・職場等地域全体で支え合う取組の積み重ねが、親から子へ、子から孫へと世代を超えて受け継がれ、「健康づくり文化」として根付いていくことと考えている。</p> <p>鳥取県の豊かな自然・人材を生かしながら、健康がしっかりと満喫できるような文化を地域みんなで創り上げていくことを目指している。</p>
<p>数値目標がエビデンスに基づかないあいまいなものが多いところが気になる。</p> <p>また、100%、0%は理想であっても不可能なものでころも気になる。</p>	<p>データが少ないため、鳥取県の実情を勘案しながら目標設定したもの。</p> <p>目標は高いが、到達すべき理想に向けて県民上げて取り組んでいきたい。</p>
<p>県としてフッ化物洗口の手引きを作成してほしい。また、正しい情報の周知、県教委への啓発を希望する。</p>	<p>県は、厚生労働省策定の「フッ化物洗口ガイドライン」の趣旨を踏まえて、手引き「フッ化物洗口実施マニュアル」を作成し、西部地区においてモデル事業（平成19年度～）を展開しているところである。今後、その事業成果を検証した上で、広くパンフレットや研修会等で啓発を図っていく。</p>